三　法第十七条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準　第十六条第四項及び第五項、第二十六条並びに第二十九条の規定による基準

四　法第十七条第一項の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準　第十条の規定による基準

五　法第十七条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準　この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

第十一条第二項中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）においては」を「指定都市及び中核市にあつては」に改める。

第三条　特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（趣旨）

第一条　特別養護老人ホームに係る老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号。以下「法」という。）第十七条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一　法第十七条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあつては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当たつて従うべき基準　第五条（第四十二条、第五十九条及び第六十三条において準用する場合を含む。）、第六条（第四十二条、第五十九条及び第六十三条において準用する場合を含む。）、第十二条、第十六条第七項、第三十七条第八項、第四十条第二項及び第三項（第六十三条において準用する場合を含む。）、第五十六条（第十三項を除く。）、第五十七条第七項並びに第六十二条第八項の規定による基準

二　法第十七条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準　第十一条第三項第一号及び第四項第一号ハ、第三十五条第四項第一号イ(4)（床面積に係る部分に限る。）、第五十五条第三項第一号及び第四項第一号ハ、第六十一条第四項第一号イ(4)（床面積に係る部分に限る。）並びに附則第三条第一項（第十一条第四項第一号ハ及び第五十五条第四項第一号ハに係る部分に限る。）の規定による基準

三　法第十七条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準　第十五条第四項及び第五項、第十六条第八項、第二十二条（第四十二条において準用する場合を含む。）、第二十八条（第四十二条、第五十九条及び第六十三条において準用する場合を含む。）、第三十一条（第四十二条、第五十九条及び第六十三条において準用する場合を含む。）、第三十六条第六項及び第七項（第六十三条において準用する場合を含む。）、第三十七条第九項、第五十七条第八項並びに第六十二条第九項の規定による基準

四　法第十七条第一項の規定により、同条第二項各号（第四号を除く。）に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準　この省令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの

第十一条第二項中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）においては」を「指定都市及び中核市にあつては」に改め、同条第四項第一号イ及び第五十五条第四項第一号イ中「四人以下」を「一人」に改める。

附則第六条中「老人福祉法」を「法」に改める。

（職業能力開発促進法施行規則の一部改正）

第四条　職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「すべて」を「全て」に改める。

第三条の二を第三条の三とし、第三条の次に次の一条を加える。

（法第十五条の六第一項ただし書の厚生労働省令で定める要件）

第三条の二　法第十五条の六第一項ただし書の厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一　主として知識を習得するために行われる職業訓練であること。

二　短期課程の普通職業訓練に準ずる職業訓練であること。

三　その教科の全ての科目について簡易な設備を使用して行うことができる職業訓練であること。

第三条の三の次に次の一条を加える。

（法第十五条の六第三項の厚生労働省令で定める要件）

第三条の四　法第十五条の六第三項の厚生労働省令で定める要件は、職業を転換しようとする労働者等に対する迅速かつ効果的な職業訓練であることとする。

（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第五条　指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（趣旨）

第一条　基準該当居宅サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十二条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定居宅サービスの事業に係る法第七十四条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一　法第四十二条第二号の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準　第四十条、第四十一条、第五十条第四号（第五十八条において準用する場合に限る。）、第五十五条、第五十六条、第百七条、第百三十条第六項（第百四十条の三十二において準用する場合に限る。）、第百四十条の二十七、第百四十条の二十八、第百九十五条（第二百六条において準用する場合に限る。）及び第二百五条の二の規定による基準

二　法第四十二条第一項第二号の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準　第百四十条の三十第一項第一号及び第二項第一号ロの規定による基準

三　法第四十二条第一項第二号の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準　第八条第一項（第四十三条、第五十八条、第百九条及び第二百六条において準用する場合に限る。）、第九条（第四十三条、第五十八条、第百九条、第百四十条の三十二及び第二百六条において準用する場合に限る。）、第十三条、第五十八条、第百九条、第百四十条の三十二及び第二百六条において準用する場合に限る。）、第四十二条の二、第百二十五条第一項（第百四十条の三十二において準用する場合に限る。）、第百二十八条第四項及び第五項（第百四十条の三十二において準用する場合に限る。）並びに第百三十条第七項（第百四十条の三十二において準用する場合に限る。）の規定による基準

四　法第四十二条第一項第二号の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準　第百四十条の二十九の規定による基準

五　法第七十四条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準　第五条、第六条、第四十五条、第四十六条、第五十条第四号、第六十一条、第七十六条、第八十五条、第九十三条、第九十四条、第百五条の四、第百五条の五、第百十一条、第百二十一条、第百二十二条、第百三十条第六項、第百四十条の八第七項、第百四十条の十一の二第二項及び第三項、第百四十二条、第百五十五条の十の二第二項及び第三項、第百七十五条、第百七十六条、第百九十二条の四、第百九十二条の五、第百九十四条、第百九十五条、第二百八条並びに第二百九条の規定による基準